

「クレーン（5トン未満）運転業務に係る特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項において、『事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。』と規定しております。

当協会では、危険又は有害な業務として労働安全衛生規則第36条第15号に規定する『つり上げ荷重5t未満のクレーン』に係る学科及び実技の特別教育を、下記により開催いたします。労働者の安全の為・違法行為の防止に、貴事業場の該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

記

1 日時・会場

日時	科目	会場
令和6年10月5日（土） 9時～17時	学科	(株)総合車両製作所 新津事業所 新潟市秋葉区南町19-33 TEL0250-23-4904
令和6年10月6日（日） 9時～16時	学科 実技	

<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい。>

2 対象業務

- ① つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務（例：天井クレーン、橋型クレーン、スタッカー式クレーン、クライミングクレーン、その他のジブクレーンなど）
- ② 床上で運転し、運転者の荷の移動とともに移動する、つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務（例：ホイスト式天井クレーン、モノレールホイスト、テルハなど）

3 定員 30名（定員になり次第締め切ります）

4 受講料 11,000円（非協会員 13,000円）

※ 受講料には、テキスト代を含みます。

5 申込期限 令和6年9月25日（水）

6 申込方法 申込書と振込書の写しを FAX 又は郵送で送って下さい。受講番号は FAX 等でお知らせいたしますので、必ず TEL・FAX 番号を記載して下さい。
受講料は裏面の口座に振込み願います。

◇ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店 (普) 0331019

◇ 申込先 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町 4-18-12 (一社) 新津労働基準協会

(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7 当日用意する物 両日：筆記用具、昼食
二日目：ヘルメット、皮手袋、
作業が出来る長袖の服、滑らない靴 (安全靴が望ましい)

8 その他 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

受講日 10/5・6 「クレーン運転業務に係る特別教育」受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒	従業員数	
受講番号	氏 名	生年月日	
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者：

㊞

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は、3割頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。